

特記仕様書

第1条 適用範囲

富士川町土木整備課発注の富士川西部広域農道区画線更新工事の施工にあたっては、山梨県農政部制定「土地改良事業共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2条 暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等から不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

第3条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、受注者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するとともにその内容を説明するものとする。（以前のクレダスを使用した様式での提出は不可とする）

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD, DVD 等）により監督員に提出するとともにその内容を説明するものとする。なお、入力した工事データは自社で5年間保管するものとする。

最新版の様式は国土交通省のホームページからダウンロードし、入手することができる。

(URL)http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は土地改良事業共通仕様書に定める再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出に代わるものとする。

第4条 使用材料

使用材料はJIS規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものを使用する。2次製品については材料の品質検査、物理検査等のメーカー証明済み書類を提出すること。

なお、詳細の提出書類については監督員の指示とする。事前に検査を指示されたものについては、検査前にその外観及び品質証明書を照合して確認した資料を提出する

こと。

第5条 出来型測量

請負者は設計図書に従って現場で出来型測量を行い、その結果に基づき設計数量に対応した出来型数量および出来形図、展開図等を監督員に提出すること。（設計図面を活用できる場合は設計値と対比した形式で作成すること）

提出は出来形測量が可能なところから順次提出し、工期前最低2週間前にはすべて提出すること。提出する出来形数量は数量のみではなく、計算根拠を明示すること。

提出する資料は事前にチェックし、手戻りのないようにすること。

第6条 段階確認等

段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1. 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、出来形管理表等を作成し、監督員に提出すること。

第7条 建設廃棄物の適正処理及び県内中間処理施設での優先処理

建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づく許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

第8条 下請施工体系図の作成及び提出

受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。

この下請施工（再委託）体系図の様式（運用様式1号）は、山梨県ホームページからダウンロードすることができる。（「情報公開サービス」→「様式配布」→「落札者向け資料」の中に格納されている。）

URL <http://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

第9条 主任技術者等の専任期間

契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の設置を要しない。

工事の始期から現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負

契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

第10条 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入した時は、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

第11条 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

第12条 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出した時は、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第13条 その他

本特記仕様書に疑義が生じた場合、および特記仕様書に示していない事項については、その都度速やかに監督員に報告し、協議の上決定するものとする。